

医薬発第 0515002 号  
平成 15 年 5 月 15 日

都道府県知事  
各保健所設置市市長 殿  
特別区 区長

厚生労働省医薬局長

エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用する特別の理由及び適切な防護措置について

医療法施行規則第30条の14においては、特別の理由により適切な防護措置を講じた場合にエックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することが認められており、平成13年3月12日付け医薬発第188号厚生労働省医薬局長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」において、特別の理由及び適切な防護措置を示してきたところである。

今般、新たな医療技術への対応を図るため、特別の理由及び適切な防護措置について下記の通り改正したので、御了知されるとともに、関係者に周知方お願いします。

## 記

第二(四)1(4)(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのためにCT撮影を行う場合。この場合において、上記撮影を行う室の画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。また、CT装置を操作する場所は、上記撮影を行う室の室外に設けられており、画壁等で区画された室であること。ここでいう「操作」とは、エックス線をばくしゃすることであること。

なお、同時に2人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。